令 和 7 年 度 一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画（ごみ関係）

令和7年(2025年)　3 月　31 日

1 総括事項

ごみ 1

廃棄物の処理及び清掃に関する条例関係	条例名　鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例	公布日	平成4 年 12 月 19 日	施行日	平成5 年 4 月 1 日
	最終改正(変更部分)「危険又は有害な家庭系一般廃棄物」の記載内容の改定	公布日	令和6 年 12 月 26 日	施行(予定)日	令和7 年 4 月 1 日
行政区域面積・人口	面積　39.66　km²	人口	令和7年(2025年)10月(推計)　167,015　人		
市町村と組合の関係					

		混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	特別管理一般廃棄物	その他のごみ	小計	直接搬入ごみ	計画収集総量	自家処理量	全排出量
全排出量	家庭系		17,845	1,154	21,309	1,699	0	48	42,055	0	42,055	0	42,055
	事業系		0	0	7,419	0	0	0	7,419	6,014	13,433	0	13,433
	計		17,845	1,154	28,728	1,699	0	48	49,474	6,014	55,488	0	55,488

2 分別区分及び排出方法等

(1) 家庭系一般廃棄物（排出禁止物を除く）

分別区分			説明	回数	曜日・場所等	排出方法	収集方法(市)	処理施設等
資源物	1	飲食用カン	飲料用、食料用の空きカン、菓子のカン、ペットフードのカン(アルミカン・スチールカン)	週1	所定の場所ごとに指定された曜日に午前8時30分までに排出する。1回に排出できる量は、一世帯あたり45ℓ相当のポリ袋で5袋又は5束までとする。	中身を使いきり、汚れている場合は汚れを落として、所定の場所に配布されたコンテナ(黄色)に直接排出	ステーション方式(所定の場所(原則として、それらを利用しようとする市民が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所。)にて収集する)	笛田リサイクルセンター(笛田1-11-34)
	2	飲食用ビン	飲料用、食料用の空きビン、飲み薬のビン、ドリンク剤のビン(ガラス製)	週1		中身を使いきり、汚れている場合は汚れを落として、所定の場所に配布されたコンテナ(青色)に直接排出。プラスチック製のふた・栓は容器包装プラスチック、金属性のふた・栓は燃えないごみに排出		
	3	ペットボトル	ポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料(清涼飲料、酒類、乳飲料等)又は特定調味料(しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ノンオイルドレッシング等)が充てんされたペットボトル	週1		中身を使いきり、ふた・ラベルをはずし、中をすすいで、透明か半透明のポリ袋で排出。ふた・ラベルは容器包装プラスチックに排出		民間処理施設
	4	容器包装プラスチック	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装(ペットボトル、医療系廃棄物以外のもの)	週1		中身を使いきり、汚れている場合は汚れを落として、透明か半透明のポリ袋で排出	ステーション方式(同上)	
	5	植木剪定材	剪定した植木の枝や葉、草・落ち葉など(竹・笹・シュロ類を含む)	週1		枝は、長さ50cm以内に切りそろえ、束ねて排出。草や落ち葉は透明か半透明の袋で排出 植木剪定材を持ち込む場合は、植木剪定材受入事業場へ持ち込む(事前の申込みは不要)。有料袋(指定収集袋)は使用しない	持ち込みステーション方式(同上)	植木剪定材受入事業場(関谷1493-2)
	6	新聞・雑誌・ボール紙・段ボール等	①新聞(折込広告を含む) ②雑誌、古本、ボール紙(菓子・ティッシュの箱など)、クラフト紙 ③段ボール(波形の紙がはさまった厚紙)	週1		①～③は品目ごとに分けてひもで縛って排出 (ボール紙は紙袋に直接入れ、縦紐をかけて排出することもできる。)	ステーション方式(同上) 市が指定した施設における拠点方式	民間処理施設
	7	ミックスペーパー	新聞・雑誌・古本・ボール紙・クラフト紙・段ボール・汚れている紙以外の紙類(ノート・事務用紙・コピー用紙・ダイレクトメール・包装紙・カタログ、窓あき封筒・はがき・レシート類・感熱紙・メモ用紙・写真・シュレッダーにかけた紙など)	週1		紙袋に直接入れ、口をホチキスかガムテープでとめて排出	ステーション方式(同上)	笛田リサイクルセンター(笛田1-11-34)
	8	紙パック	牛乳・酒・ジュース類の紙パック(内側が銀色や茶色のものも含む)	週1		すすいで、乾かして、開いて、ひもかゴムで束ねて排出		民間処理施設
	9	布類	衣類(下着、靴下、シャツ、セーター、ストッキングなど。再使用可能な革製・羽毛入り・綿入りのものを含む。)、毛布、シーツ、カーテン、ハギレ、毛糸、再使用可能なかばん・ベルト・帽子など	週1		洗って乾かしてから、透明、半透明のポリ袋で排出		
	10	製品プラスチック	この表の3及び4の項に規定するプラスチック等並びに医療系廃棄物を除くプラスチック製品(シリコーン、ウレタンなどのものを含む。)	月1		汚れている場合は汚れを落として、大きいものはそのまま排出し、小さいものは透明か半透明のポリ袋で排出		坂ノ下積替所(坂ノ下34番地先)
	11	使用済み食用油	サラダ油、コーン油、菜種油、オリーブオイルなど植物性の油	月1		ペットボトルに入れ、ペットボトル本体に「食用油」と記入し、袋に入れずにそのまま排出	ステーション方式(同上)	坂ノ下積替所(坂ノ下34番地先)

ごみ	12	危険・有害ごみ	蛍光管・電球、乾電池、リチウムコイン電池(CR・BR)、リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池・モバイルバッテリー・ハンディファン(小型携帯扇風機)・ワイヤレスイヤホン・加熱式たばこ本体・電動歯ブラシ・電気シェーバー・スマートウォッチ・スマートフォン・携帯電話のバッテリーパック・ボタン電池(それぞれ可能な限り取り出す)、体温計・温度計・血圧計(それぞれ水銀を使用しているものに限る)、スプレー缶、カセットボンベ(中身を使い切ったもの)、ガラス製品・陶磁器・鏡(それぞれ割れたものに限る)、刃物類、ライター(使い捨て・金属製)・着火ライター	月1	所定の場所ごとに指定された曜日に午前8時30分までに排出する。1回に排出できる量は、一世帯あたり45ℓ相当のポリ袋で5袋又は5束までとする。	蛍光管及び電球は購入時の包装容器に入れるか、紙類で包み各々「蛍光管」または「電球」と明記して別々に排出。乾電池、リチウムコイン電池、リチウムイオン電池など小型二次電池、ボタン電池、体温計、ライターは各々、透明、半透明のポリ袋に入れて排出。スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切った状態にした上で、透明、半透明のポリ袋に入れて排出。割れたガラス製品・陶磁器・鏡、刃物類は紙に包み、「キケン」と明記して排出	ステーション方式(同上)	坂ノ下積替所(坂ノ下34番地先)
	13	燃やすごみ	この表の1から12までの項及び14から15までの項を除くもの。(生ごみ、鼻紙などの汚れた紙くず、ぬいぐるみなど中綿が入ったもの、革靴、スニーカーなど)	週2	所定の場所ごとに指定された曜日に午前8時30分までに排出する。1回に排出できる量は、一世帯あたり40ℓ相当の有料袋(指定収集袋)で5袋までとする。	有料袋(指定収集袋)で排出	ステーション方式(同上) 戸別収集(一部地域)	今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)/逗子市焼却施設(逗子市池子4-956)等
	14	燃えないごみ	この表の1及び2の項を除くカン・ビン、金物(鍋・フライパン・やかんなど)、傘、陶磁器(茶碗・湯飲み・皿・植木鉢など)、ガラス製品(コップ、ボールなど)、汚れやさびのひどいカン・ビン、小型の電気製品(一辺が50cm未満のもの)	月1		有料袋(指定収集袋)で排出	ステーション方式(同上)	坂ノ下積替所(坂ノ下34番地先)
	15	粗大ごみ・大型粗大ごみ	一辺の長さがおおむね50cm以上のもの、一辺の長さが1m以上のもので条例別表に定めるもの(条例第25条に定める排出禁止物及び別に定めるものを除く)	随時	今泉クリーンセンターに収集依頼の事前申込みを行い、粗大ごみシール(手数料納付済みのもの)を貼付して、指定された日時・場所に排出 市長が認めた者が持ち込みする場合は、今泉クリーンセンターに事前申込みの上、指定された日時にクリーンセンターに持ち込む		戸別方式(指定した場所にて収集する)	民間処理施設
	16	棒状・板状等粗大ごみ	棒状の長さが1m以上のもの(木製は長さ50cm以上のもの)、板状で1辺の長さが50cm以上のもの、排出にあたり危険を有するもので条例別表に定めるもの	随時	今泉クリーンセンターに収集依頼の事前申込みを行い、粗大ごみシール(手数料納付済みのもの)を貼付して、指定された日時・場所に排出 市長が認めた者が持ち込みする場合は、今泉クリーンセンターに事前申込みの上、指定された日時にクリーンセンターに持ち込む		戸別方式(指定した場所にて収集する)	民間処理施設

(3) 事業系一般廃棄物

分別区分			説明	回数	排出方法	収集方法	処理施設等
資源物	1	資源化可能な古紙	新聞、雑誌、ボール紙、段ボール、紙パック、ミックスペーパー(ノート・事務用紙・ダイレクトメール・包装紙・カタログ・、窓あき封筒・はがき・メモ用紙・写真・シュレッダーにかけた紙など)資源化に適さない可能性のある紙類(※)は除く	随時	搬入先や収集運搬業者の指定する方法による	排出事業者自らが運搬又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(以下「専ら物」という)のみを収集運搬する業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	古紙再生業者又は一般廃棄物処理業者
	2	布類	布類、下着、靴下、セーター、毛布、シーツ、カーテン、ハギレ、毛糸など	随時			古布再生業者又は一般廃棄物処理業者
	3	植木剪定材	剪定した植木の枝や葉、草・落ち葉など(竹・笹・シュロを含む)	随時	植木剪定材は長さ1.5m以下、直径60cmを超える幹類は60cm以下に切って排出。産業廃棄物(建設業に係るもの)は除くこと	排出事業者自らが運搬、造園業者等が排出者の委託を受けて剪定し運搬又は一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	植木剪定材受入事業場(関谷1493-2)又は一般廃棄物処理業者
	4	食品廃棄物等	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第2条第2項に規定する食品廃棄物等	随時	搬入先や収集運搬業者の指定する方法による	排出事業者自らが運搬又は一般廃棄物収集運搬業者若しくは認定事業者である食品関連事業者が収集運搬	登録再生利用事業者の資源化処理施設
ごみ	5	燃やすごみ(少量排出事業所が排出する事業系一般廃棄物)	少量排出事業所(「燃やすごみ」について、1回の排出につき事業系有料袋(20ℓ袋)1袋を排出する事業所)が排出する家庭系一般廃棄物の表13に相当するもの	週2	生ごみはできる限り水分、油分を除却して排出 排出禁止物及び産業廃棄物は除くこと 少量排出事業所収集制度(1回の排出量が20㍑袋1袋までの事業所で市に処理の依頼を届け出た者)を利用する場合は、事前に登録し、所定の場所ごとに指定された曜日に午前8時30分までに事業系指定収集袋にて排出する。	戸別収集(公道に面した敷地内に排出)	今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)
	6	1項から5項を除く廃棄物	この表の1項から5項までを除く一般廃棄物(生ごみ、汚れた紙類、資源化に適さない可能性のある紙類、繊維くず、木くずなど) 医薬品等の製造業に係る動植物性残さ、建設業、木材等やパルプ製造業、輸入木材の卸売業に係る木くずは除く	随時	生ごみはできる限り水分、油分を除却して排出 排出禁止物及び産業廃棄物は除くこと 焼却や搬入に支障がない大きさ・重さとすること	排出事業者自らが運搬又は一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)

※ 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属・プラスチック・ガラス・布・粘着物等がついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、合成紙等

(4) 清掃ごみ等

分別区分		回数	収集方法	処理施設等
1	道路に遺棄された動物の死体	随時	電話連絡後、収集	民間処理施設
2	道路等(市有地)に不法投棄されたもの	随時	電話連絡後、収集	家庭系一般廃棄物の分別区分に基づく処理施設等
3	地域で清掃等したもの	随時	電話連絡後、収集	

(5) 市が処理しないごみ(鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第25条に定める排出禁止物)

区分		対象品目	処理施設等
排出禁止物	有毒性物質を含むもの	農薬(容器を含む)、化学薬品(容器を含む)、オイル・バッテリー・石油・灯油類などの廃液(容器を含む)、ごみ2表の12の項に規定する品目を除くニカド電池・リチウムイオン電池等の小型二次電池、タイヤ	販売店、メーカー又は民間処理施設
	著しく悪臭を発するもの	汚物	
	危険性のあるもの	プロパンガスボンベ、消火器(中身の入っているもの)	
	感染性を有するもの	医療系廃棄物のうち鋭利なもの	
	著しく容積又は重量が大きいもの	自動車、船、ピアノ、タイヤホイール、バイク・オートバイ、電動3輪車・4輪車、脱穀機などの農機具、耐火金庫、木製を除く風呂桶、電動・ソーラー式温水器、冷蔵庫・冷凍庫(業務用の形態のもの)、石油タンク(90ℓ以上)、ドラム缶(200ℓ以上)、サーフボード類(サーフィン、ウィンドサーフィン、ボディーボード)	
	土石類	コンクリート、土、砂、石、レンガ、ブロック、瓦、その他類するもの	
	その他生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及び市が行う廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすもの	電気冷蔵庫(冷蔵庫、ワイン庫、冷凍冷蔵庫)、電気洗濯機、衣類乾燥機、テレビ受像機(液晶式を含む)、エアコン(ユニット型、室外機込み)、パソコン(デスクトップ本体、パソコン用ディスプレイ、ディスプレイ付デスクトップ、ノートブック及び販売時に標準装備されていたキーボードなど1kg以上のもの、スプリング付きマットレス(ソファーベッド含む)(※)、ボウリングのボール	

※スプリング付きマットレスは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第24条に基づく適正処理困難物にも指定

3 収集形態別収集量

ごみ5

ごみ収集形態	直営	区域	市内全域							
		収集方法	ふれあい収集				収集回数	対象世帯週1回		
		処理の状況	焼却	直接埋立	資源化	保管	組合へ搬出	他へ搬出（搬出先）		収集量
			231 t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	リネックス、鎌倉市資源回収協同組合他	231 t/年
	委託（法6条の2）	区域							業者数	2者
		収集方法	飲食用カン・ビン、紙パック、ミックスペーパー、新聞、雑誌・古本・ボール紙、段ボール、布類、容器包装プラスチック、ペットボトル、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、使用済み食用油、植木剪定材、製品プラスチックはステーション収集				収集回数	燃やすごみは週2回、飲食用カン・ビン、新聞、雑誌・古本・ボール紙、段ボール、布類、容器包装プラスチック、植木剪定材、ペットボトルは週1回、燃えないごみ、危険・有害ごみ、使用済み食用油、製品プラスチックは月1回		
		処理の状況	焼却	直接埋立	資源化	保管	組合へ搬出	他へ搬出（搬出先）		収集量
			17,614 t/年	t/年	21,309 t/年	t/年	t/年	2,901 t/年	リネックス、鎌倉市資源回収協同組合他	41,824 t/年
	許可（法7条） 市町村・組合が中間・最終処理するもののみ	区域	許可業者への収集申請をした事業所						業者数	34者
		収集方法	各事業所ごとに収集							
		処理の状況	焼却	直接埋立	資源化	保管	組合へ搬出	他へ搬出（搬出先）		収集量
			t/年	t/年	7,419 t/年	t/年	t/年	t/年		7,419 t/年
	直接搬入	区域	市内全域							
		処理の状況	焼却	直接埋立	資源化	保管	組合へ搬出	他へ搬出（搬出先）		収集量
			t/年	t/年	6,014 t/年	t/年	t/年	t/年		6,014 t/年

4 許可業者処理量等

ごみ 6

(1)スプリングマットレス

許可（法7条）	区域	市内全域						業者数	1社
	収集方法	排出者自らが直接持込み又は一般廃棄物収集運搬許可業者による収集				収集回数	随時		
市町村・組合が中間・最終処理しないもの	処理の状況	焼却	直接埋立	資源化	保管	組合へ搬出	他へ搬出（搬出先）	処理量	
		5 t/年	t/年	7 t/年	t/年	t/年	t/年	12 t/年	

5 処理施設稼働計画(試運転を含む)

		No.	施設の名称	所在地	処理方式	公称能力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	年間残渣量	残渣の処分方法	付帯設備
処理施設	ごみ処理施設											
	廃棄物運搬中継・中間処理施設	No.	施設の名称	所在地	処理方式	公称能力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	備考（搬出先等）		
		1	今泉クリーンセンター	今泉4－1－1	中継	30 t/日	309 日	25,264 t/年		民間処理施設/逗子市焼却施設等		

処理施設

粗大ごみ処理施設	No.	施設の名称	所在地	処理方式	公称能力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	破砕・圧縮後の処分方法	備考
	合計									

廃棄物再生利用施設	No.	施設の名称	所在地	処理方式	公称能力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	破砕・圧縮後の処分方法	備考
	1	笛田リサイクルセンター	笛田1－11－34	選別・圧縮	20 t/日	249 日	1,784 t/年	0.36	資源化	ビン・カン
	2	笛田リサイクルセンター	笛田1－11－34	圧縮・梱包	20 t/日	249 日	1,430 t/年	0.29	資源化	ミックス
	合計									

最終処分場	No.	施設の名称	所在地	埋立物	全体容量	残余容量	年間処分量 重量	年間処分量 体積	覆土量	総埋立量	埋立終了年月
				可・不・残・他	m3	m3	t	m3	m3	m3	年 月
				可・不・残・他							
				可・不・残・他							
				可・不・残・他							
				可・不・残・他							
				可・不・残・他							
	合計										

※ 処理効率＝年間処理／(公称能力×年間稼働日数)

6 処理施設等の整備計画(整備中の施設を含む)

ごみ 8

処理施設	ごみ処理施設	施設の名称	所在地	整備期間	規模	処理方式	備考
				年 月 ～ 年 月	t/日		
	廃棄物運搬中継・中間処理施設	施設の名称	所在地	整備期間	規模	処理方式	備考
				年 月 ～ 年 月	t/日		
	粗大ごみ処理施設	施設の名称	所在地	整備期間	規模	処理方式	備考
				年 月 ～ 年 月	t/日		
	廃棄物再生利用施設	施設の名称	所在地	整備期間	規模	処理方式	備考
				年 月 ～ 年 月	t/日		

処理施設	最終処分場	施設の名称	所在地	整備期間	埋立期間	埋立物	敷地面積	埋立地面積	埋立容量	浸出液処理設備	
										公称能力	処理方式
				年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	可・不・残・他	m2	m2	m3	m3/日	

車両	直営	現有車両 (令和6年度末)	整備計画 (令和7年度)
		収集車:15台 運搬車:18台	収集車:15台 運搬車:18台
	委託業者 (法6条の2) 業者数 (2 者)	現有車両 (令和6年度末)	整備計画 (令和7年度)
		収集車:127台 運搬車:98台	収集車:127台 運搬車:98台
	許可業者 (法7条) 業者数 (34 者)	現有車両 (令和6年度末)	整備計画 (令和7年度)
		収集車:265台	収集車:265台

ごみの排出抑制の方法	廃棄物減量化及び資源化推進審議会での審議、廃棄物減量化等推進員制度の活用、啓発活動の充実、環境教育の実施、事業者に対する3R活動の促進、生ごみ処理機の普及拡大、家庭系燃やすごみ及び燃えないごみの有料化、食品ロス及びプラごみ削減施策の推進
再資源化の方法及び量	週1回収集後資源化／飲食用カン・ビン(1,885t)、紙類・布類(10,350t)、容器包装プラスチック(2,396t)、ペットボトル(495t)、植木剪定材(5,126t),その他(286t) 月1回収集後資源化／使用済み食用油(46t)、製品プラスチック(725t)、燃えないごみ(1,154t)、危険・有害ごみ(48t) 持込後資源化／直接搬入粗大(0t)、直接搬入不燃(0t)、直接搬入紙類・布類等資源物(0t),事業系混合ごみ(7,419t)、植木剪定材(6,014t) 随時収集後資源化／粗大鉄屑・非鉄(840t)、粗大木くず(859t) その他資源化／焼却灰スラグ化(1,392t)、不燃残渣スラグ化(83t)
委託業者（法6条の2）の指導方針	市が定める基準及び法に規定されている基準を遵守させ、事業実施後、すみやかに実績報告を提出させることにより監督を行う
事業系の一般廃棄物の指導方針	・排出者責任及び拡大生産者責任の原則から、排出抑制、自己処理、減量化及び適正処理の推進に努め、市の施策に協力することを基本とする ・多量の事業系一般廃棄物を発生させた事業者に減量化及び資源化計画書を作成・提出させ、自ら資源化等をすることに取り組む ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく登録再生利用事業者への誘導を図る
許可業者（法7条）の指導方針	・市が定める基準及び法に規定されている基準を遵守させている ・定期的に一般廃棄物の許可業者との懇談会、勉強会を開き、市の処理計画に対する理解と排出事業者への対応を適正に行えるように確認している ・「一般廃棄物処理の手引き」を活用し、指導を行っていく ・一般廃棄物収集運搬業については、現状の許可業者によって市域内の収集が可能であることを踏まえ、原則として、新規の許可を与えないものとする

適正処理困難物等の特定品目の処理・処分の現状及び今後の方針	使用済み乾電池	廃蛍光管	小型二次電池	その他
	危険・有害ごみとして収集し、専門処理業者による処理を行う	危険・有害ごみとして収集し、専門処理業者による処理を行う	危険・有害ごみとして収集し、専門処理業者による処理を行う	

特別管理一般廃棄物の処理方法	感染性廃棄物	医療機関の責任において専門処理業者による処理を行う	ばいじん		PCB部品	

令和　7　年度一般廃棄物処理実施計画　(生活排水関係)

令和7年(2025年)　　3 月　　31 日

1　総括事項

廃棄物の処理及び清掃に関する条例関係		条例名　鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例		公布日	平成4 年 12 月 19 日	施行日	平成5 年 4 月 1 日
		最終改正(変更部分)　「危険又は有害な家庭系一般廃棄物」の記載内容の改定		公布日	令和6 年 12 月 26 日	施行(予定)日	令和7 年 4 月 1 日
行政区域面積・人口		面積　39.66　㎢		人口	令和7年(2025年)10月(推計)　167,015　人		
市町村と組合の関係	生活排水						
	し尿・汚泥						
水洗化人口	生活雑排水処理	コミュニティプラント	設置数　基		人口　人		区域内人口
		合併処理浄化槽	設置数　284　基		人口　1,457 人		167,187 人
		公共下水道	区域　鎌倉大船処理区		人口　156,532 人		公共下水道人口
		その他			人口　人		156,532 人
	生活雑排水未処理	単独処理浄化槽	設置数　1,218　基		人口　8,940 人		水洗化人口
							166,929 人

2 収集形態別収集量

生活排水 2

計画収集総量等	計画収集量				自家処理量				
	し尿	浄化槽汚泥	生活排水	小計	し尿	浄化槽汚泥	生活排水	小計	
	551 kl/年	2,049 kl/年	0 kl/年	2,600 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	2,600 kl/年

直営	区域							収集回数	
	処理の方法		し尿処理施設	生活排水処理施設	下水道投入	埋立	海洋投入	他へ搬出（搬出先）	合計
		し尿	0 kl/年		0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年
		浄化槽汚泥	0 kl/年		0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年
		生活排水		0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年
		合計	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年
委託(法6条の2)	区域	鎌倉市内全域						収集回数	2回／月
	処理の方法		し尿処理施設	生活排水処理施設	下水道投入	埋立	海洋投入	他へ搬出（搬出先）	合計
		し尿	0 kl/年		551 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	551 kl/年
		浄化槽汚泥	0 kl/年		0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年
		生活排水		0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年
		合計	0 kl/年	0 kl/年	551 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	551 kl/年
許可（法７条）	区域							収集回数	
	処理の方法		し尿処理施設	生活排水処理施設	下水道投入	埋立	海洋投入	他へ搬出（搬出先）	合計
		し尿	0 kl/年		0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年
		浄化槽汚泥	0 kl/年		2,049 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	2,049 kl/年
		生活排水		0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年
		合計	0 kl/年	0 kl/年	2,049 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	0 kl/年	2,049 kl/年

3 処理施設の稼働等計画(試運転を含む)

	No.	施設の名称	所在地	処理方式	公称能力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	年間残渣量	残渣の処分方法	付帯設備
し尿処理施設					kl/日	日	kl/年		t/年		
	合計										

	No.	施設の名称	所在地	処理方式	公称能力	年間稼働日数	年間処理量	※処理効率	年間残渣量	残渣の処分方法	付帯設備
生活排水処理施設等											
	合計										

下水道投入	投入地点	深沢クリーンセンター 笛田3－24－1	投入方法	無希釈放流
海洋投入	貯留槽 (所在地・容量等)		積出港	
	投入地点		委託先	

	No.	施設の名称	所在地	埋立物	面積	全体容量	残余容量	年間処分量	埋立終了年月	備考
最終処分場										
	合計									

4 処理施設等の整備計画(整備中の施設等を含む)

処理施設	し尿処理施設	施設の名称	所在地	整備計画	規模	処理方式	備考
				年 月 ～ 年 月			
	生活排水処理施設等	施設の名称	所在地	整備計画	規模	処理方式	備考
				年 月 ～ 年 月			

船舶	投入船 (直営、委託、許可に分けて記入)	現有車両 (令和 年度末)	整備計画 (令和 年度)
車両	直営	現有車両 (令和 6 年度末)	整備計画 (令和 7 年度)
		汚泥車:1台 貨物車:1台	汚泥車:1台 貨物車:1台
	委託業者(法6条の2)業者数(1 者	現有車両 (令和 6 年度末)	整備計画 (令和 7 年度)
		バキューム車:5台	バキューム車:5台
	許可業者(法7条)業者数(2 者	現有車両 (令和 6 年度末)	整備計画 (令和 7 年度)
		バキューム車:3台	バキューム車:3台

委託業者（法６条の２）の指導方針	市が定める計画及び法に規定されている基準を遵守させ、し尿の収集運搬状況を作業日ごとに報告させ監督している
許可業者（法７条）の指導方針	・適正な清掃料金を定めるように指導を行い、許可更新時に事業計画を提出させている ・清掃実施前の浄化槽清掃届及び毎月５日までに前月の実施報告を提出させることにより監督している ・「一般廃棄物処理の手引き」を活用し、指導を行っていく。
再資源化の方法及び量	
し尿処理事業に係わる経費削減の取組方	
備考	